

個別通知の実施状況等について

令和8年5月26日
こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等に関する個別通知の実施状況調査(概要)

1 趣旨・目的

令和7年8月に個別通知に係る調査を行ったところであるが、その後の各都道府県の実施状況を把握するとともに、その取組の後押しとなる情報の収集・共有を図る観点から、本調査を行うもの

2 調査対象・期間等

- 対象:47都道府県
- 調査期間:令和8年2月16日～令和8年2月27日
- 調査対象期間:～令和8年1月31日(土)
- 調査方法:Microsoftフォームを活用したアンケート形式

3 主な調査項目

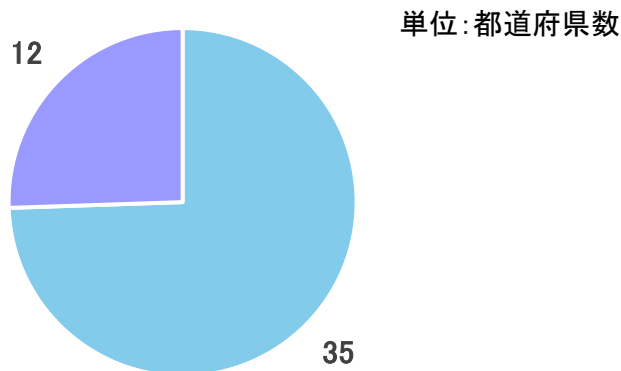
以下の主な調査項目について調査。

- 個別通知の実施状況(一時金既受給者、未受給者別に実績、対面による実施状況)
- 個別通知に資する記録調査の実施状況
- 障害の特性を踏まえた情報保障の状況
- 個別通知の実施における個人情報保護への配慮等について
- 転居等により個別通知が困難な事例への対応状況

個別通知の実施状況

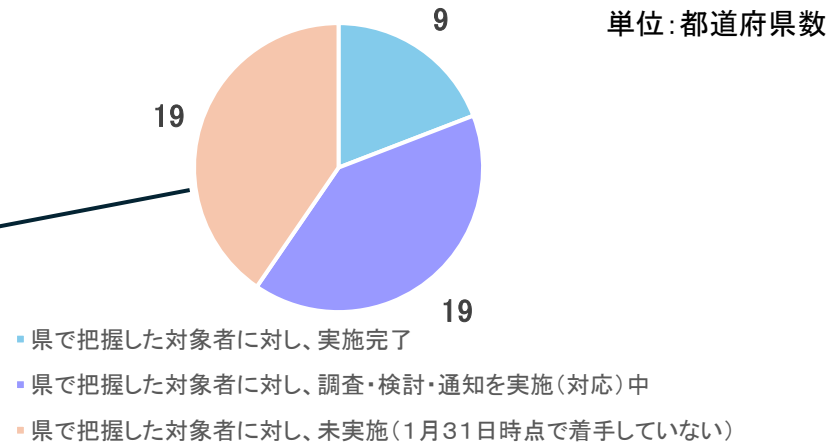
- 一時金既受給者に対する個別通知はすべての都道府県が着手しており、そのうち令和8年1月末時点で把握している対象者への個別通知を 35 県が今年度中に終了（予定）である。
- 一時金未受給者に対する個別通知は、28県が着手（そのうち9県は実施完了）しており、未実施の自治体は、その理由として「対象者情報の収集・整理ができないため」（5件）が最も多い。

一時金既受給者に対する個別通知の実施状況



- 県で把握した対象者に対し、実施完了
- 県で把握した対象者に対し、調査・検討・通知を実施（対応）中

一時金未受給者に対する個別通知の実施状況



未実施の理由について

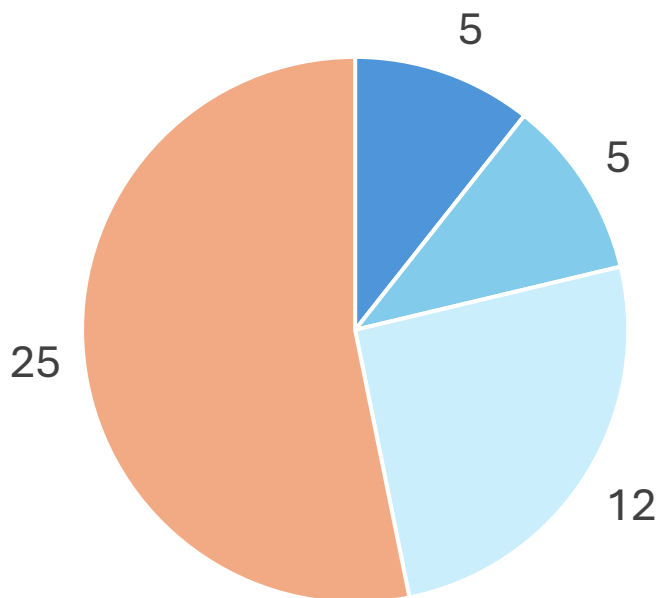


【「その他」の内容】

・ 県が把握している対象者は、県による審査において、優生手術を受けることが適当とされた方であり、実際に手術を受けたかどうかまでは判断できないこと、家族にも手術を伝えていない場合や当時を思い出したくない場合もありえること等から、個別通知の実施は慎重な判断が必要であるため

旧優生保護法補償金等に関する個別通知の実施状況調査の結果 (一時金未受給者に対する個別通知の実施状況(47自治体別))

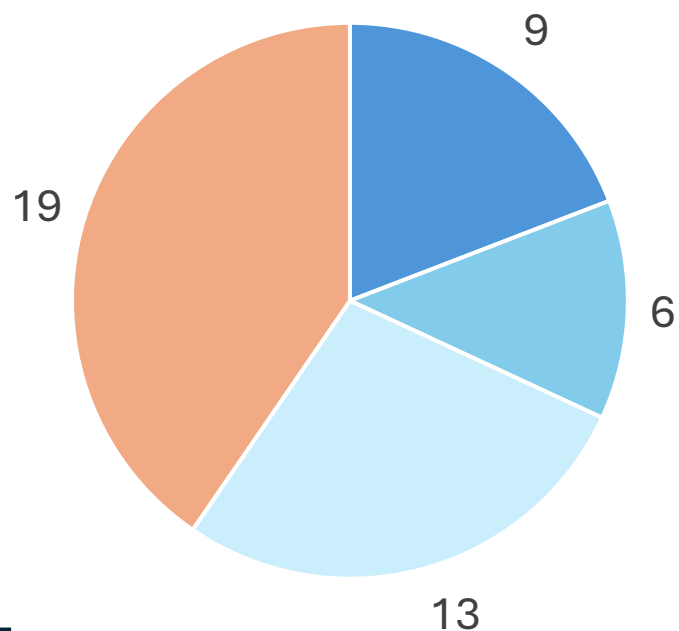
R7.7.31時点の実施状況



※R. 1. 31時点の調査の設問分類に合わせて再表記

- 把握した対象者に対し、実施完了
- 把握した対象者に対し、通知を実施中
- 把握した対象者に対し、未実施(本年度実施予定あり)
- 実施予定無し

R8.1.31時点の実施状況



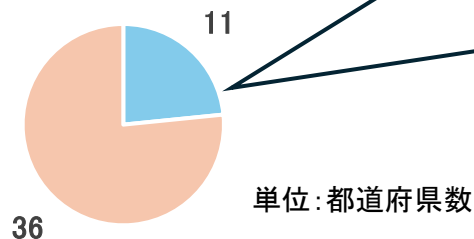
- 把握した対象者に対し、実施完了
- 把握した対象者に対し、通知を実施中
- 把握した対象者に対し、調査・検討を実施中
- 未実施

出典:「令和7年8月都道府県対象 旧優生保護法補償金等請求に係る個別通知の現況調査アンケート」(こども家庭庁)
「令和8年2月都道府県対象 旧優生保護法補償金等請求に係る個別通知の現況調査アンケート」(こども家庭庁)

対面による個別通知の実施状況

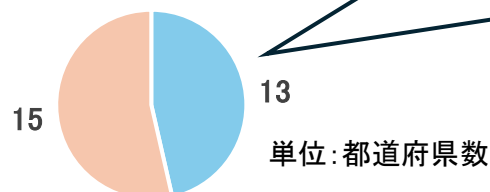
- 対面による個別通知を行ったことがあるのは、一時金既受給者に対し11都道府県、未受給者に対し13都道府県があり、対面による通知を必要としたのは、「本人（対象者）の理解支援が必要なため」（7件）、「プライバシーへの配慮」（6件）を理由としたものが多く、障害や心情に配慮した寄り添った対応が行われている。

一時金既受給者に対する対面での
個別通知の実施状況



- （県職員又は委託した者により）実施したことがある
- 実施したことはない。

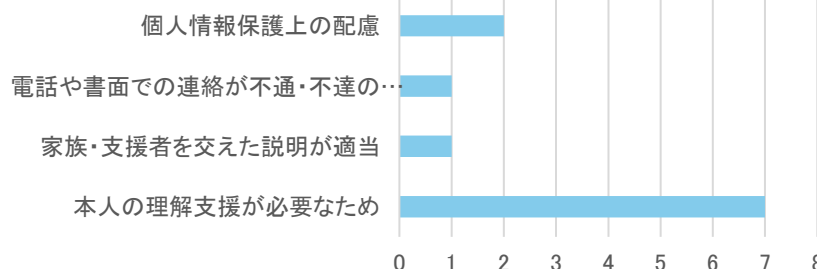
一時金未受給者に対する対面での
個別通知の実施状況
（未実施の県(19件)を除く。）



- （県職員又は委託した者により）実施したことがある
- 実施したことはない。

対面による通知を必要とした理由について

単位：件



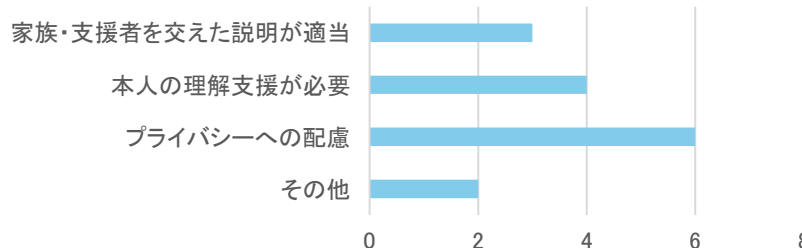
【回答内容(抜粋)】

- ・ 詳しい説明を直接聞きたいと希望があったため
- ・ 聴覚障害者の方であり、手話通訳が必要であったため
- ・ 本人限定郵便による個別通知を実施しようとしたが、受取なしとして返送され、本人の障害(聴覚障害)上、電話での個別通知も不可であったため

対面による通知を必要とした理由について

※下記結果は、記述回答の内容に基づき分類し集計したものです。

単位：件



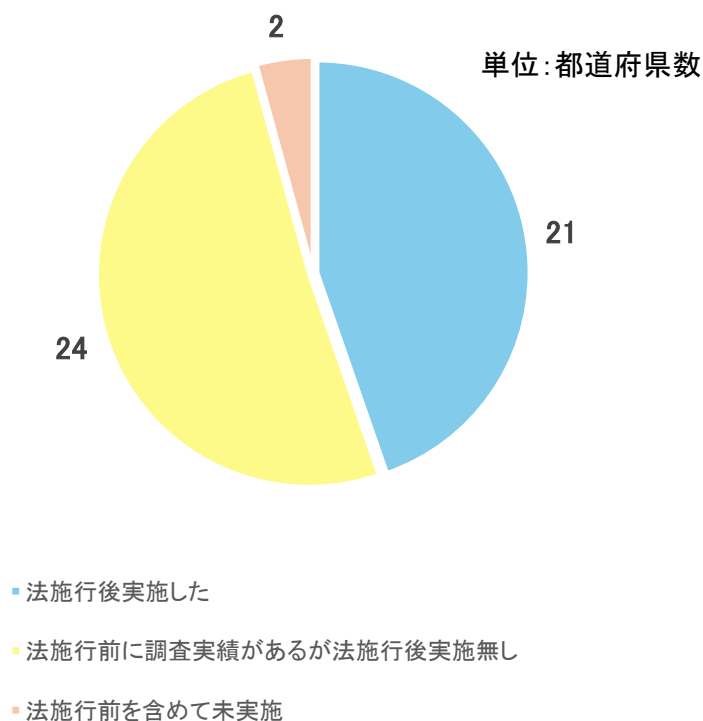
【「その他」の内容】

- ・ 補償制度の御案内も重要だが、被害を強いられた御本人に対し、県として直接謝罪する機会をいただくため。
- ・ 一時金不認定者であったため、丁寧な対応が必要と判断

個別通知の対象者把握に資する記録調査等の実施状況

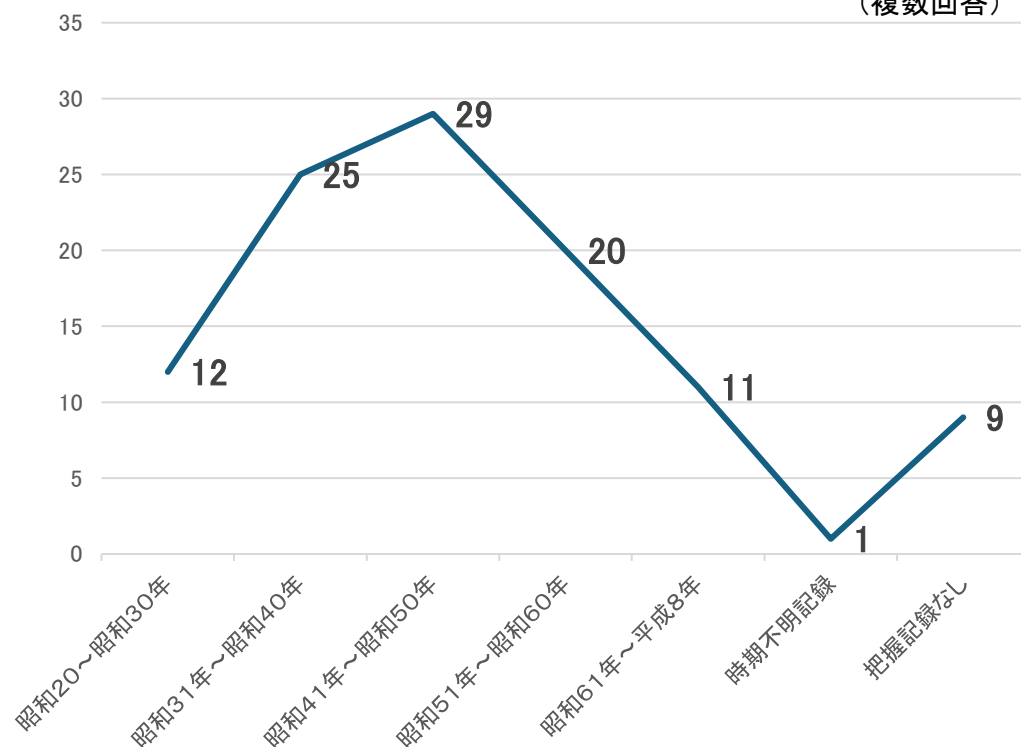
- 個別通知の実施にあたっての対象者把握に資する記録把握や調査について「法施行後実施した」(21県)、「法施行前に調査実績があるが法施行後実施無し」(24県)、「法施行前を含めて未実施」(2県)であった。
- 把握された記録は、「昭和41年～昭和50年」頃の記録が29県で最も多い一方、「把握記録なし」が9県あった。

個別通知の対象者把握に資する
記録把握・調査の実施状況



保有記録の状況(年代別)

単位: 都道府県数
(複数回答)



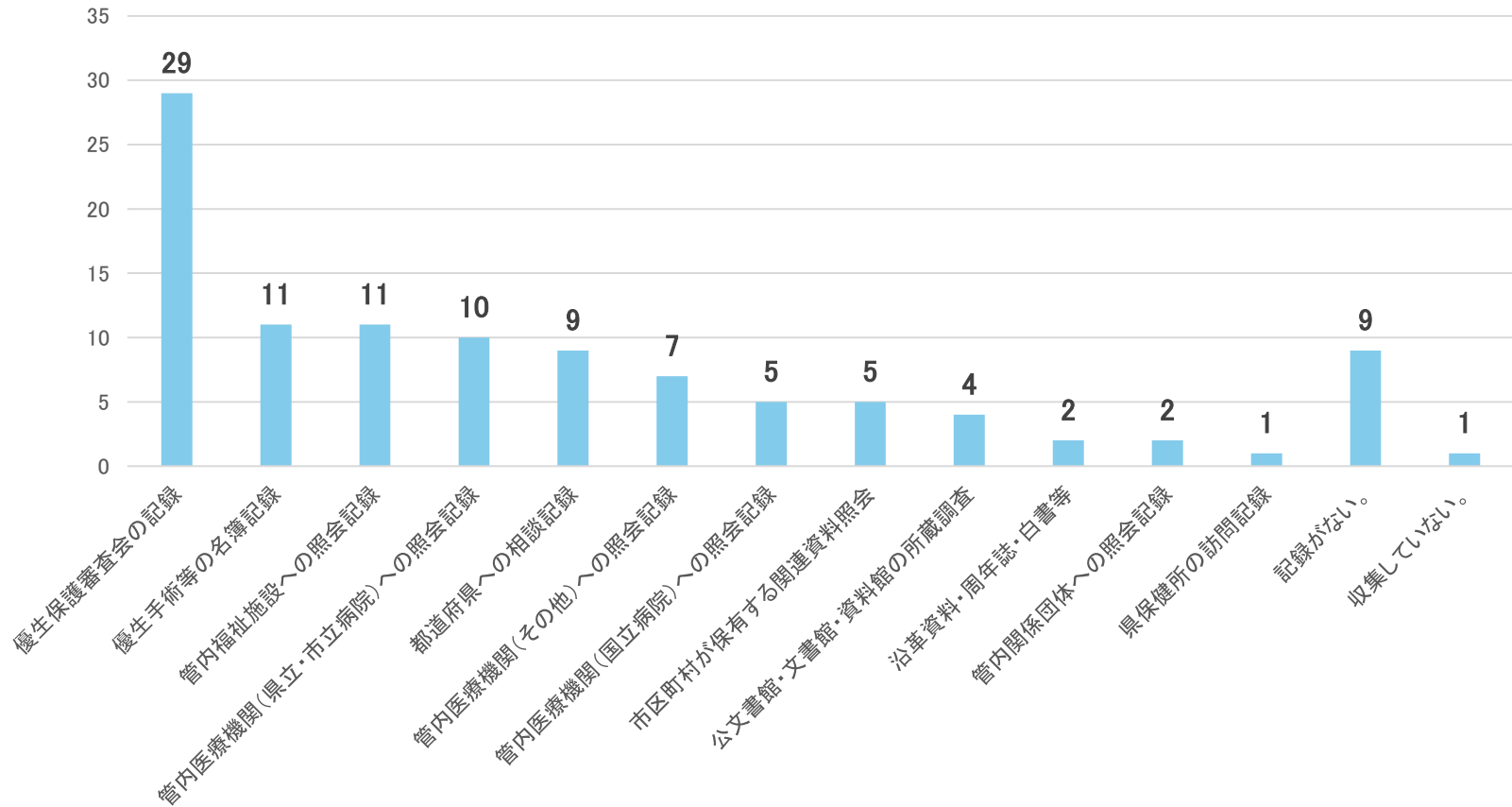
※本調査で設定した期間すべての記録を保有しているとは限らないため、結果の解釈に際しては留意されたい。

個別通知における記録の活用状況

- 個別通知に向けた対象者の把握・検討において実際に活用している記録は、都道府県にて保管している「優生保護審査会の記録」（29県）が最も活用されており、次いで「優生手術等の名簿記録」及び「管内福祉施設への照会記録」（それぞれ11県）、「管内医療機関（県立・市立病院）への照会記録」（10県）の順に多く活用されている。

対象者の把握・検討において活用している記録の状況

単位：都道府県数
（複数回答）

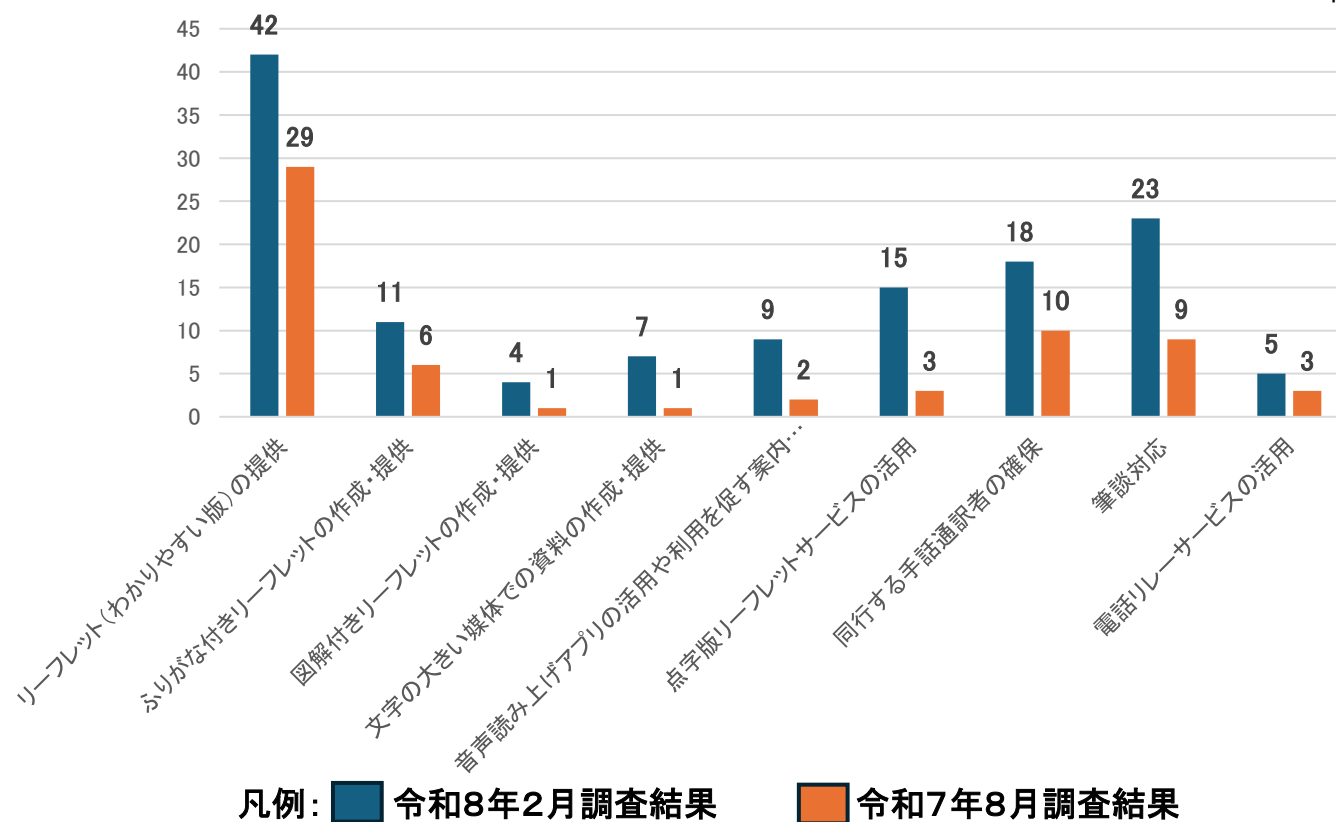


障害の特性を踏まえた情報保障の状況

- 各都道府県にて取り組んでいる情報保障については、「リーフレット（わかりやすい版）の提供」（42県）、「筆談対応」（23県）、「同行する手話通訳者の確保」（18県）、「点字版リーフレットサービスの活用」（15県）、「ふりがな付きリーフレットの作成・提供」（11県）、「音声読み上げアプリの活用・案内提供」（9県）、「文字の大きい媒体での資料作成」（7県）、「電話リレーサービスの活用」（5県）、「図解付きリーフレットの作成・提供」（4県）となっており、令和7年8月の調査結果から1.4～5倍に増加している。

情報保障の取り組み状況（都道府県別）

単位：都道府県数
（複数回答）



※令和7年8月調査の結果は、一時金既受給者と未受給者それぞれに対応した都道府県数を合計

個別通知の実施における個人情報保護への配慮等について

- 都道府県の取組は大きく5つに区分整理でき、通知時における配慮等として「郵送方法による配慮」、「情報伝達における配慮」、「直接訪問・対面説明」、「関係機関等との連携・協力の獲得」が行われている。また、「個別通知以降への配慮」を行っている都道府県もあり、秘密保持や社会的ステグマへの配慮が行われている。
- また、送付・訪問先が特定できない場合、無用な情報漏えいリスクを回避するため送付しない等慎重な対応を行っている意見もみられた。

区 分	主な取り組み内容
郵送方法による配慮	簡易書留かつ親展で郵送
	同居家族へ共有したくない場合もあるため、本人限定受取郵便で送付
情報伝達における配慮	(郵送した)文書には対象者の具体的な情報は一切記載せず、非公開の専用電話あての連絡を依頼する内容に留め、連絡がきた際に本人確認を実施して情報を開示
	個別通知前に架電連絡し、事前に本人確認と意向を確認
直接訪問・対面説明	個別通知の前に、本人が生存の場合は、訪問の上、面談し意向確認
	県職員が直接面接を実施
	可能な限り情報を収集した上で、できるだけ対面で通知伝達
関係機関等との連携・協力の獲得	対象者の状況を把握している施設職員と調整し、慎重な対応を行っている。
	居住市町村・入所施設長等の協力を得ながら本人の状況や意向を把握し、本人の不利益とならないよう配慮
	施設入所者へ連絡をする際は、施設へ協力を依頼し、窓口となる職員には守秘義務誓約書の記載・提出をいただく。
	施設・医療機関へ入所・入院中の場合は、県から事前に施設長等へ電話をし、用件は伝えず、本人宛の郵便を送る旨のみ伝え、必ず本人に受け取ってもらうよう依頼
個別通知以降への配慮	通知時にアンケートを同封し、今後の連絡方法について希望を確認して、相談・請求等において他者に知られることがないように配慮

転居等により個別通知が困難な事例への対応状況

- 対象者の転居・所在不明により個別通知が困難な事例が各地で発生しており、各自治体はその対応として「公用請求による調査」(12県)、「電話・郵便による連絡」(10県)、「訪問」(3県)により個別通知に繋がっている。また、転居先が確認できた際は「転居先の自治体(関係部署)との連携」が行われている。
- その一方、「公用請求による調査を行っても所在を確認できなかった」(2県)、「電話不通、郵便物も受け取られず返送」(8県)という事例報告もされており、所在や本人確認ができず通知を中止せざるを得ない状況も生起している。

【個別通知に至った好事例】

- 一時金既受給者へ本人限定郵便の個別通知を行ったところ、受取されず返送され本人が逝去していることを確認
その後、一時金請求時の住所を訪問し、遺族に対して説明・個別通知を実施
- 個別通知送付前に(転居による不在等を未然防止するため)住民票を取得し、最新の居住地を確認

【個別通知が困難であった事例】

- 県保有資料で把握した対象者情報を基に公用請求による戸籍、住民票調査を実施したが、筆頭者名、世帯主名が県保有資料に記載がないため、所在確認ができなかった。
- 保有する古い資料(昭和30年代)を基に公用請求を行ったが、対象者の記録が見つからず追跡が困難な事例があった。